

本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。
本法はトルクメニスタン議会（メジリス）ウェブサイト（<https://mejlis.gov.tm/single-law/135?lang=ru>）
掲載の露文資料に基づく。

トルクメニスタン廃棄物法

（トルクメニスタンメジリス（議会）公報、2015年、No.2、掲載番号59）
（2018年1月5日付トルクメニスタン法第685-V号、2019年6月8日付同第157-VI号による
改正および補足を加えた版）

本法は、廃棄物が居住者の健康や環境に及ぼす悪影響を防止することを目的に、廃棄物の取扱い分野の諸関係を規制し、廃棄物の発生を抑制し、また経済活動やその他の活動に廃棄物を有効に利用することを可能にするものである。

第1章 総則

第1条 本法に用いられている基本概念

本法では以下のような基本概念が用いられている：

- 1) **廃棄物** – 製品の生産の役に立たない（諸種類の原料）、後に再利用または収容される、有用成分抽出済の物質；
- 2) **廃棄物の取扱い** – 廃棄物の発生の防止、廃棄物の収集、輸送、保管、加工、再利用、無害化および埋設にかかわる活動；
- 3) **産業廃棄物** – 生産過程で発生する、原料、素材、半製品、その他の製品または生成物の残留物、および商品価値のなくなった商品（製品）、人為的鉱物形成および農業生産からの廃棄物；
- 4) **廃棄物の種類** – 廃棄物危険度分類体系による、共通の特徴を有する廃棄物；
- 5) **生活系廃棄物** – 人が生活する過程で排出される廃棄物；
- 6) **危険廃棄物** – その存在および（または）その取扱いが人の生命や健康および環境にとって危険な廃棄物；
- 7) **廃棄物排出者** – その生産活動または経済活動が廃棄物の排出につながる法人または自然人；
- 8) **廃棄物の収集** – 廃棄物を集積し、選別し、無害化し、処分し、特別に割り当てられた場所または特別な設備を備えた施設に収容することにかかわる作業；
- 9) **廃棄物の輸送** – 廃棄物をそれが排出された場所またはその保管場所からそれを処理、再利用または埋設するための施設に輸送すること；
- 10) **廃棄物の越境輸送** – トルクメニスタン領内からおよび（または）領土を経由して他国の領内へ、あるいは他国の領土を経由して廃棄物を輸送すること；
- 11) **廃棄物の収容** – 廃棄物をそのための特別な設備を備えた施設で保管および（または）埋設すること；
- 12) **廃棄物の保管** – 廃棄物を引き続き使用する、無害化する、または埋設するまでの間、その発生場所に一時的に留め置くこと；
- 13) **廃棄物の埋設** – それ以上利用されない廃棄物を、有害物質が環境に漏れ出ないように、そのための特別な設備を備えた施設で長期にわたり隔離すること；

- 14) **廃棄物収容施設** – 廃棄物を収容するために特別に割り当てられ、設備が備えられた場所（産業廃棄物および生活系廃棄物処分場、尾鉱ダム、鉱滓堆積場、下水蒸散池）；
- 15) **廃棄物の処理** – 廃棄物の利用、環境にとって安全な保管、運搬、再利用および埋設のために、廃棄物の物理化学特性や生物学的特性を変化させる技術オペレーションの実施；
- 16) **廃棄物の利用** – 製品の生産またはエネルギーの生産のために廃棄物を利用すること；
- 17) **廃棄物の再利用** – 廃棄物から有用な成分を抽出すること、または廃棄物を二次原料、燃料、肥料などとして利用すること；
- 18) **廃棄物の無害化** – 住民の健康や環境に対する廃棄物の悪影響を、機械的加工、物理化学的または生物学的に処理することにより緩和または除去すること；
- 19) **廃棄物収容量上限** – 特定の方法により、所定の期間、廃棄物収容施設に収容することが許される、各地域の環境状況を踏まえた、廃棄物種類ごとの許容上限量；
- 20) **廃棄物発生規準量** – 単位数量の製品生産に対して、または原料の単位数量に対して定められる、廃棄物種類ごとの数量；
- 21) **廃棄物パスポート** – 廃棄物種類ごとの、主要な物理化学特性が記載され、保管、運搬、再利用、無害化、埋設における危険度を必ず定めなければならない文書。

第2条 トルクメニスタンの廃棄物取扱い分野の法体系

1. 廃棄物取扱い分野のトルクメニスタンの法体系は、トルクメニスタン憲法に立脚し、本法および廃棄物の取扱いおよび環境保全分野の他のトルクメニスタンの法規文書から構成される。
2. 放射性廃棄物の取扱いおよび有害物質の大気中への排出に関する諸関係は、これらの事項に係るトルクメニスタンの法令により規定される。
3. トルクメニスタンの国際条約に本法とは別の規則が定められている場合、国際条約の規則が適用される。

第3条 トルクメニスタンの廃棄物取扱い分野の法令の基本原則

廃棄物取扱い分野のトルクメニスタンの法令の基本原則は、以下の通りとする：

- 1) 住民の健康維持、環境の保全または再生、および生物多様性の保全；
- 2) 社会の持続的発展を目的とする、科学に立脚した住民のための環境的利益と経済的利益の融合；
- 3) 低廃棄物技術および無廃棄物技術（生産のクローズド・サイクル）を実現することを目的とした、最新の科学技術上の成果の利用；
- 4) 廃棄物の削減を目的とする、物的資源の総合的処理の実現；
- 5) 廃棄物の収容や埋設よりも再利用を優先すること；
- 6) 生産活動や経済活動における廃棄物の最小化；
- 7) 環境にとって安全な廃棄物の収容；
- 8) 廃棄物の、その分類にしたがった記録・管理の義務；
- 9) 廃棄物の削減とその経済への再投入を目的とした、廃棄物取扱い分野での活動に対する経済的規制方法の利用；
- 10) トルクメニスタンの法令に則った、廃棄物取扱い分野の情報への公衆のアクセスの保障；
- 11) 廃棄物取扱い分野における国際協力へのトルクメニスタンの参加。

第4条 廃棄物の所有権

1. 廃棄物は所有権の対象である。
2. 廃棄物の所有権は、廃棄物排出者、あるいはトルクメニスタンの法令に則り廃棄物の所有権を得た法人または自然人に属する。

第II章 廃棄物取扱い分野の国家規制

第5条 廃棄物取扱い分野の国家規制を行う機関

廃棄物取扱い分野の国家規制は、トルクメニスタン閣僚会議、廃棄物取扱い分野の管轄行政機関、地方行政機関、地方自治機関が行う。

第6条 トルクメニスタン閣僚会議の権限

トルクメニスタン閣僚会議は：

- 1) 廃棄物取扱い分野の国家プログラムを承認し、その実行を監督する；
- 2) 廃棄物取扱い分野の諸省やその他の中央行政機関、地方行政機関の業務を調整する；
- 3) 廃棄物取扱い分野の国家登録・管理および監督を行うための手順を定める；
- 4) 廃棄物取扱い分野のトルクメニスタンの法規文書を承認する；
- 5) 越境輸送が国家規制の対象となる廃棄物のリストを承認する；
- 6) 本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがい、自らの権限に属するとされているその他の問題について決定を下す。

第7条 廃棄物取扱い分野の管轄行政機関

廃棄物取扱い分野の管轄行政機関は：

- 1) 公共サービス分野の管轄行政機関；
- 2) 環境保護分野の管轄行政機関；
- 3) 保健および医療産業分野の管轄行政機関 である。

第8条 公共サービス分野の管轄行政機関の権限

廃棄物取扱い分野において、公共サービス分野の管轄行政機関は：

- 1) 生活系廃棄物に係る国家政策を実行する；
- 2) 生活系廃棄物分野における国家プログラムを策定し、所定の手順にしたがってトルクメニスタン閣僚会議に承認を求める；
- 3) 地方行政機関と協力して、生活系廃棄物分野における活動を実施する；
- 4) トルクメニスタンの法令の改正案を提示する；
- 5) 廃棄物の危険等級を定める分類案に同意する；
- 6) 地方行政機関と協力して生活系廃棄物の輸送手順を策定し、承認する；
- 7) 生活系廃棄物の国家登録・管理を行う；
- 8) 廃棄物処理に係る建屋や施設的设计、規格や基準および技術仕様の遵守について方法論的勧告を行う；
- 9) 生活系廃棄物に関して、国家環境アセスメント対象物の設計文書に同意する；

- 10) 生活系廃棄物に関し、トルクメニスタンの法規文書および科学・方法論文書の草案を作成し、承認する；
- 11) 本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがい、自らの権限に属するその他の問題について決定を下す。

第9条 環境保護分野の管轄行政機関の権限

廃棄物取扱い分野において、環境保護分野の管轄行政機関は：

- 1) 廃棄物取扱い分野のトルクメニスタンの法令が遵守されるよう、国家監督を行う；
- 2) 法人および自然人の活動の結果として発生する産業廃棄物の国家登録・管理の実施に参加する；
- 3) 研究開発・技術開発を含め、廃棄物取扱い分野のプロジェクトについて、設計文書の国家環境アセスメントを行う；
- 3-1) 廃棄物の環境に対する悪影響の度合いを判定するための基準を定める；
- 4) 定められる廃棄物発生規準量および廃棄物収容施設に同意を与える；
- 5) 廃棄物収容上限量を承認する；
- 6) 廃棄物の越境輸送に対し、所定の手順により許可を発行する；
- 7) 本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがい、自らの権限に属するその他の問題について決定を下す。

第10条 保健および医療産業分野の管轄行政機関の権限

廃棄物取扱い分野において、保健および医療産業分野の管轄行政機関は：

- 1) 廃棄物を取り扱われるに当たり衛生規準・規則の要求が遵守されるよう、国家による衛生疫学的監督を行う；
- 2) 廃棄物の悪影響から住民の健康を守るための措置を決定する；
- 3) 廃棄物取扱い施設につき、衛生判定書を発行する；
- 4) 廃棄物から製造される生産物の衛生規準を定める；
- 5) 住民の健康に対する廃棄物の悪影響の度合いを測定する際の方法論的支援を行う；
- 6) 医療廃棄物の取扱い方法を規制する；
- 7) 本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがい、自らの権限に属するその他の問題について決定を下す。

第11条 廃棄物取扱い分野における地方行政機関の権限

廃棄物取扱い分野において、地方行政機関は：

- 1) 管轄地域のプログラムを策定し、承認する；
- 2) 生活系廃棄物の収集、輸送、処理および再利用を手配する；
- 3) 管轄地域において、生活系廃棄物の収集、輸送、処理および再利用を監督する；
- 4) 生活系廃棄物を収容する敷地を選び、そこでの建設のための設計文書を作成する；
- 5) 管轄地域における生活系廃棄物の記録・管理を行う；
- 6) トルクメニスタンの法人および自然人に、居住地域での廃棄物の除去と収集を行う許可を発行する；
- 7) 廃棄物収容施設の設置場所を定める；

- 8) 廃棄物の収集と再利用を行うトルクメニスタンの法人および自然人の活動に協力する；
- 9) 本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがい、自らの権限に属するその他の問題について決定を下す。

第12条 地方自治体機関の権限

廃棄物取扱い分野において、地方自治体機関は：

- 1) 管轄地域において、廃棄物収容施設立地問題の解決に参画する；
- 2) 居住地の衛生清掃を支援するとともに、法人および自然人が生活系廃棄物収集料金の適時支払を支援する；
- 3) 本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがい、自らに委ねられたその他の権限を行使する。

第III章 法人および自然人の廃棄物取扱い分野の権利と義務

第13条 法人の廃棄物取扱い分野の権利と義務

1. 法人は以下の権利を有する：
 - 1) 廃棄物取扱い分野の国家プログラムの策定に参加する；
 - 2) 廃棄物取扱い分野の管轄行政機関に対し、廃棄物取扱い分野における自らの提言を行う；
 - 3) 廃棄物取扱い分野の管轄行政機関から、所定の手順に則り、廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準についての情報を入手する；
 - 4) 廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準に則り、廃棄物収容施設において廃棄物を保管する；
 - 5) 他の法人または自然人がトルクメニスタンの廃棄物取扱い分野の法令に違反したことによりもたらされた損害に対する補償を受ける；
 - 6) トルクメニスタンの法令に則り、廃棄物取扱い分野のその他の権利を行使する。
2. 法人は以下の義務を負う：
 - 1) 廃棄物の発生を低減させるために必要とされるあらゆる措置を講じる；
 - 2) 廃棄物を収集、保管、利用、再利用、無害化および埋設するに当たり、廃棄物取扱い分野における所定の衛生および環境規則・規準を遵守する；
 - 3) 廃棄物についての必須となる記録・管理を行い、トルクメニスタンの法令に定められた手順にしたがいそれについての報告書を提出する；
 - 4) 自らの活動により発生する廃棄物の発生規準量および収容量上限の計画書を作成し、所定の手順により環境保護分野の管轄行政機関およびその他の廃棄物取扱い分野の管轄行政機関に提出してその同意を得る；
 - 4-1) 廃棄物危険度パスポートを作成し、環境保護分野の管轄行政機関の同意を得て承認する；
 - 5) 自らが所有する廃棄物を再利用するための革新的技術を導入するための措置を講じる；
 - 6) 生産技術に定められている場合をのぞき、廃棄物を混合させない；
 - 7) 廃棄物の環境および水利施設への無許可での流出および講じられた措置についての情報を、廃棄物の取扱い分野の管轄行政機関、地方行政機関および地方自治体機関に遅滞なく提出する；

- 8) 生活系廃棄物の収集と搬出を行っている事業者へのサービス料の支払い、およびあらゆる種類の廃棄物を収容および（または）埋設する際に生じた環境汚染に対する支払いを所定の手順により行う；
 - 9) 自らの生産活動による廃棄物の収容もしくは埋設、またはトルクメニスタンの廃棄物取扱い分野の法令に対する違反の結果生じた住民や環境に対する被害、さらには法人や自然人の財産上の損害を補償する；
 - 10) 廃棄物取扱い分野のその他の義務をトルクメニスタンの法令にしたがって履行する。
3. 廃棄物の所有者である法人は、自らまたは契約により、自らの資金によって、産業廃棄物の再利用、収容、輸送および埋設といった措置を実行しなければならない。
 4. 廃棄物の所有者である法人は、自らに属する廃棄物の収容および埋設施設を維持するための資金を調達しなければならない。他者の廃棄物収容・埋設施設で廃棄物の収容および埋設を行うときは、廃棄物所有者は契約に則り、廃棄物収容・埋設施設の維持費を支払わなければならない。
 5. 本条の1、2、3および4項に言う法人の権利と義務は、法人格を持たずに廃棄物取扱い分野の生産活動および経済活動を行う個人事業主にも適用される。

第14条 自然人の廃棄物取扱い分野の権利と義務

1. 自然人は以下の権利を有する：
 - 1) 廃棄物取扱い分野の管轄行政機関から、所定の手順に則り、自らが居住する場所における危険廃棄物やその他の廃棄物の有無について、および設計中または操業中の廃棄物収容施設の安全性についての情報を入手する；
 - 2) 廃棄物収容施設建設決議案の討議に参加する；
 - 3) 生活系廃棄物の収集と搬出を行う事業者のサービスを享受する；
 - 4) トルクメニスタンの廃棄物取扱い分野の法令の違反により生じた損害に対する補償を受ける；
 - 5) 廃棄物収容施設の衛生・環境状態の地域社会による監視に参加する；
 - 6) 廃棄物取扱い分野のその他の権利をトルクメニスタンの法令に則り行使する。
2. 自然人は以下の義務を負う：
 - 1) 廃棄物取扱い分野において定められている衛生および環境規則・規準の要求を遵守する；
 - 2) 生活系廃棄物の収集と搬出を行っている事業者へのサービス料を所定の手順により支払う；
 - 3) 廃棄物取扱い分野のその他の義務を、トルクメニスタンの法令に則り履行する。

第IV章 廃棄物の分類、廃棄物取扱い分野の一般要求

第15条 危険度による廃棄物の分類

1. 廃棄物は、環境に及ぼす悪影響の度合いに応じ、環境保護分野の管轄行政機関が定める基準に照らして5つの危険等級に分けられる：
 - 1) 等級I – 極度に危険な廃棄物；
 - 2) 等級II – 非常に危険な廃棄物；
 - 3) 等級III – 中程度に危険な廃棄物；
 - 4) 等級IV – あまり危険ではない廃棄物；
 - 5) 等級V – 安全な廃棄物。

2. 環境保護分野の管轄行政機関は、廃棄物の危険度が決められる判定基準にもとづいて、廃棄物分類表を作成し、保健および医療産業分野の管轄行政機関および公共サービス分野の管轄行政機関の同意を得てこれを承認する。

第16条 廃棄物発生量削減についての要求

1. 法人および自然人は、経済活動およびその他の活動を行うなかで、廃棄物の発生を削減するために効果的な措置を講じなければならない。
2. 本条1項の要求を満たすため、法人および自然人は以下の義務を負う：
 - 1) 低廃棄物技術および無廃棄物技術ならびに廃棄物量を低減するまたは廃棄物排出を防止するシステムを採用する；
 - 2) 発生した廃棄物を最大限再利用する措置を講じる。

第17条 廃棄物が住民の健康と環境に及ぼす悪影響の軽減、防止についての要求

1. 廃棄物が住民の健康と環境に及ぼす悪影響を軽減し、防止するため、法人および自然人には以下が禁じられる：
 - 1) 廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準の要求を満たさない事業所、生産施設および保管場、さらには廃棄物処分場やその他の廃棄物収容施設を設計し、建設し、配置する；
 - 2) 廃棄物取扱い条件に関する技術的およびその他の施策について所定の手順で同意を得ることなく、都市やその他の居住地域を整備、開発する；
 - 3) 廃棄物の安全な取扱いのためのしかるべき設備や技術が欠けている、新規または改修の事業所や生産施設などの施設の操業を始める。
2. トルクメニスタンの法令により、廃棄物が住民の健康や環境に及ぼす悪影響を軽減・防止する特別な要求や措置が別に定められることもある。

第18条 廃棄物の保管、埋設に際しての要求

1. 廃棄物は、廃棄物取扱い分野のしかるべき行政機関の同意を得た廃棄物収容施設にのみ、保管または埋設を行うために収容することができる。
2. 廃棄物収容施設の整備は、トルクメニスタンの法令に定められた手順により行われる。
3. 廃棄物の保管と再利用は、廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準の要求にしたがい、廃棄物を最大限に利用または再利用できる方法や技術を利用して行われる。
4. 廃棄物の保管と埋設を以下の場所で行うことを禁じる：
 - 1) 居住地域（都市、村落、農村）；
 - 2) 自然保護、保養、レクリエーション、歴史・文化的用途の土地；
 - 3) 飲料水および事業・生活用水の水源地として利用されている水質保護エリアおよび水源保護エリア；
 - 4) 地下水源の取水エリアおよび地下水域の上の地表面；
 - 5) 住民の健康に対する脅威や環境への害が生じうるその他の場所。
5. 廃棄物による環境汚染から安全な深度にある有用鉱物賦存場所への廃棄物の埋設は許容される。

第19条 廃棄物輸送についての要求

1. 廃棄物の廃棄物収容施設への輸送は、廃棄物排出者または廃棄物所有者が行う。
2. 生活系廃棄物の輸送は、地方行政機関が、自らの管轄権下にある地域で、所定の手順にしたがって行う。
生活系廃棄物の収集と輸送サービスの料金は、公共サービス分野の管轄行政機関が地方行政機関と共同で策定し、財政および経済分野の行政機関の同意を得た上で承認される。
3. 住民の健康や環境への悪影響を防止するために、廃棄物を輸送する際には廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準の要求を遵守しなければならない。
4. 廃棄物の輸送は、特別な設備を備えた輸送手段を用いて、梱包したうえで行うか、または廃棄物の環境への流出を防止するその他の方法により行われなければならない。
5. 廃棄物の輸送者は、廃棄物の安全な輸送と、廃棄物収容施設への送致についての要求を満たすことに責任を負う。
6. 危険廃棄物の輸送は、廃棄物危険度パスポートなしに行ってはならない。

第20条 危険廃棄物取扱いの際の要求

1. 危険等級がI、IIおよびIIIの廃棄物については記録・管理が行われなければならない。
2. 法人および自然人は、危険廃棄物を扱う場合、以下の義務を負う：
 - 1) 環境汚染を防止し、そのような汚染が発生したときは、汚染を除去し、原状回復を行う。
 - 2) 事故を防止し、事故被害の拡大を防止し、原状回復を行い、人と環境を事故の影響から守るための措置を講じる。
 - 3) 廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準の要求の遵守を踏まえ、危険廃棄物を発生させる事業所や生産施設の操業を行う。
 - 4) 危険廃棄物の取扱いは、危険物質と危険廃棄物を取扱い資格の証明書によって確認されている専門的な訓練を受けた者のみが行うことができる。
4. 危険廃棄物の輸送は、危険貨物の輸送に関するトルクメニスタンの法令が定める手順にしたがって行われ、危険廃棄物の輸送に不可欠とされる廃棄物危険度パスポートと附属文書が存在する場合にのみ可能となる。
5. 危険廃棄物の輸送は、輸送を行う者が、輸送時に生じる可能性のある損害の民事責任をカバーする強制保険に加入した上で行われる。
6. 危険廃棄物の収容は特別な設備が装備された場所でのみ許され、所定の危険廃棄物取扱い要求にしたがって行われる。危険廃棄物の収容のために割り当てられた区域で危険廃棄物の取扱いとは関係のない作業を行うことは禁止される。
7. 企業、機関および組織の敷地内における危険廃棄物の保管は、トルクメニスタンの法令に定める方法により行われる。
その敷地内に危険廃棄物が保管されている企業、機関および組織は、危険度の高い施設に分類される。
8. 危険廃棄物の輸送は、そのための特別な設備を備えた、トルクメニスタンの法令が定める手順により認可されている輸送手段を用いて行われるものとする。
9. 危険廃棄物の安全な輸送に対する責任は、輸送を行う者が負う。

第21条 廃棄物の搬入、搬出および越境輸送

1. あらゆる種類の廃棄物の、収容および埋設を目的とするトルクメニスタン領内への搬入は禁止される。
2. 危険廃棄物のトルクメニスタンからの搬出は、本法第6条第5項にしたがって行われる。
3. 危険廃棄物の越境輸送は、トルクメニスタンの法令の要求およびトルクメニスタンが締約国となっている国際条約を遵守して行われる。
4. 廃棄物の越境輸送の許可は、環境保護分野の管轄行政機関がトルクメニスタン閣僚会議の同意の下に発行する。
5. 廃棄物の越境輸送の許可は、トルクメニスタンの法令およびトルクメニスタンが締約国となっている国際条約に違反した場合、輸送者の活動が住民の健康や環境に危険を及ぼし、自然人や法人の財産に損害を与える可能性がある場合には、停止、あるいは取消しされる。

第22条 石油流出事故の際に発生した廃棄物の取扱いについての要求

石油流出事故の際に発生した廃棄物の取扱いについての要求は、トルクメニスタンの石油流出防止および同事故処理に関する法令、環境保護に関する法令、および関連するトルクメニスタンの国際条約により規定される。

第23条 船舶およびその他の浮体構造物において発生する廃棄物の取扱いについての要求

船舶およびその他の浮体構造物において発生する廃棄物の取扱い要求は、トルクメニスタンの法令および関連するトルクメニスタンの国際条約により規定される。

第24条 炭化水素資源およびその他の有用鉱物の開発に際しての廃棄物の取扱いについての要求

1. 炭化水素資源およびその他の有用鉱物の開発の際に発生する廃棄物の取扱いについての要求は、本法、トルクメニスタン法「炭化水素資源について」、「地下資源について」およびその他のトルクメニスタンの法規文書により規定される。
2. 炭化水素資源およびその他の有用鉱物を探鉱、開発、採掘、処理、輸送、保管、利用する際の廃棄物の取扱いは、廃棄物取扱い分野における衛生および環境規則・規準の要求におよび炭化水素鉱床開発規則を厳守して行わなければならない。
3. 石油ガス・インフラ施設の建設、据付、解体、石油およびガス鉱床の整備および操業に際しては、すべての作業は、あらゆる廃棄物を最大限収集・再利用できる設備や技術を用いて行わなければならない。
4. 炭化水素資源およびその他の有用鉱物の開発事業を行う際には、以下が禁止される：
 - 1) トルクメニスタンの法令に定める手順にしたがって廃棄物取扱い分野の管轄行政機関から許可を得ていない、産業廃棄物の収容および埋設；
 - 2) カスピ海のトルクメニスタン・セクターおよびトルクメニスタンの地表水系への、あらゆる種類の廃棄物の投棄および水没；
 - 3) 廃棄物の取扱い分野の管轄行政機関の定められた手順による同意を得ていない、安全処理を行わない随伴地下水の必要な地層への圧入。

第25条 廃棄物取扱い分野の監督

1. 廃棄物取扱い分野の国家監督は、廃棄物取扱い分野の管轄行政機関が行う。
2. 生産時の廃棄物取扱い監督は、廃棄物排出者が自らの権限内において行う。
3. 廃棄物取扱いの社会的監督は、市民と社会団体がトルクメニスタンの法令にしたがって行う。廃棄物の取扱いの社会監督の実行手順は、社会団体が自らの定款にしたがって定める。

第V章 廃棄物処理分野における国家登録・管理、報告義務、パスポート制度および規制

第26条 廃棄物取扱い分野における記録・管理および報告義務

1. 廃棄物取扱い分野での活動を行う法人および自然人は、発生した、利用された、再利用された、他の者に引き渡された、他の者から引き渡された、および収容された廃棄物の記録・管理を所定の手順により行う義務を負う。
2. 産業廃棄物取扱い分野での活動を行う法人および自然人は、環境保護分野の管轄行政機関に、自らの活動についての報告書を提出する義務を負う。
3. 生活廃棄物取扱い分野での活動を行う法人は、しかるべき地方行政機関に自らの活動についての報告書を提出する義務を負う。
4. 医療廃棄物取扱い分野での活動を行う法人は、保健および医療産業分野の管轄行政機関に、自らの活動についての報告書を提出する義務を負う。
5. 産業廃棄物取扱い分野における記録・管理の方法は、環境保護分野の管轄行政機関によって定められる。
6. 生活系廃棄物取扱い分野における記録・管理の方法は、公共サービス分野の管轄行政機関によって定められる。
7. 医療廃棄物取扱い分野における記録・管理の方法は、保健および医療産業分野の管轄行政機関によって定められる。

第27条 廃棄物の埋設および処分場の国家登録・管理

1. 危険等級廃棄物の埋設および処分場についての情報の収集、処理、保管および分析が確実に行われるようにするために、廃棄物の埋設および処分場所の国家登録・管理が行われる。
2. 廃棄物の埋設および処分場の国家登録・管理事項には、危険等級廃棄物の埋設および処分施設についての情報、廃棄物の質的および量的仕様、廃棄物取扱いについての情報が含まれる。廃棄物の埋設および処分場所の国家登録・管理は、廃棄物排出者の報告書データおよび廃棄物取扱い分野の管轄行政機関が定期的に提出する情報にもとづき、国家統計機関によって行われる。
3. 廃棄物の埋設および処分場国家登録・管理はトルクメニスタンの法律にしたがって行われる。

第27条の1 廃棄物パスポート制度

1. トルクメニスタン領内で発生される生産および経済活動による廃棄物については、そのパスポートが作られなければならない。廃棄物危険度パスポートは、法人によって、その生産事業および経済活動からの廃棄物の種類ごとに作成される。製造技術にかかわる廃棄物の個々の特性に変更があった場合には、廃棄物危険度パスポートには変更と追加がなされる。

廃棄物危険度パスポートの内容と作成形式は、しかるべきトルクメニスタンのしかるべき法によって定められる。

2. 廃棄物の保管および埋設を行う際には、廃棄物危険度パスポートが必須となる。

第28条 廃棄物取扱い分野における規制

1. 住民の健康および環境を保護し、廃棄物の発生量を削減するために、廃棄物発生量規準量および廃棄物収容量上限が策定される。
2. 廃棄物発生規準量は、法人が環境保護分野の管轄行政機関の合意を得て策定し、承認される。
3. 廃棄物収容量上限は、法人によって策定され、環境保護分野の管轄行政機関によって承認される。
4. 廃棄物発生規準量および廃棄物収容量上限の策定及び承認の手順は、トルクメニスタンの法規文書によって定められる。

第VI章 廃棄物取扱い分野における経済的規制

第29条 廃棄物の収容および埋設の際の環境汚染に対する支払金

1. 特別に割り当てられた場所および特別に装備された施設への廃棄物の収容および埋設が行われる場合、環境保護分野の管轄行政機関によって、所定の手順により環境汚染に対する支払金が徴収される。支払金の額は、廃棄物収容量上限と廃棄物の危険度に応じた所定の支払額にもとづき、トルクメニスタンの法律にしたがって決定される。
2. 廃棄物の収容および埋設の際の環境汚染に対する支払金は、トルクメニスタンの国家予算に納付される。
3. 廃棄物の収容および埋設の際の環境汚染に対する支払金としてトルクメニスタンの国家予算に支払われた資金は、廃棄物取扱い分野における国家プログラムの実施に充てられる。

第30条 廃棄物取扱い分野における活動に対する経済的インセンティブ

廃棄物取扱い分野における活動に対する経済的インセンティブの提供は、トルクメニスタンの法律に定める方法によって行われる。

第VII章 附則

第31条 廃棄物取扱い分野における紛争の解決

廃棄物取扱い分野において発生する紛争は、トルクメニスタンの法律が定める手順により解決される。

第32条 廃棄物取扱い分野におけるトルクメニスタンの法律への違反に対する責任

廃棄物取扱い分野におけるトルクメニスタンの法律に違反した法人および自然人は、トルクメニスタンの法律にしたがってその責任を負う。

第33条 廃棄物取扱い分野における国際協力

トルクメニスタンは、広く認められた原則および国際法の規準および廃棄物取扱い分野におけるトルクメニスタンの国際条約にしたがって、廃棄物取扱い分野における国際協力を実行する。

第34条 本法の発効

1. 本法はそれが公布された日を以て発効する。
2. トルクメニスタンの法規文書は、本法の発効から3カ月以内に本法に適合させられるものとする。

トルクメニスタン大統領
グurbanguly・ベルディムハメドフ

アシガバード市、2015年5月23日
第225-V号

*トルクメニスタン公用語からの翻訳